

第18期定時株主総会招集ご通知添付書類

第 1 8 期 報 告 書

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
監 査 役 会 の 監 査 報 告

株式会社 **パイロットコーポレーション**

(証券コード 7846)

事業報告

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2019年1月1日～2019年12月31日）における経済環境は、国内では金融政策の効果もあり緩やかな景気の上昇が継続したものの、消費税率の引き上げや天候不順が続いたことも影響し、個人消費については依然として予断を許さない状況が続きました。

海外では、年間を通して米国において底堅い消費による好景気が継続し、懸念されていた米中の通商問題も当面の安定を見た半面、中国経済の減速傾向、欧州各国における政情不安への懸念、加えて中東における地政学リスクが増したことにより、全般的には楽観できない状況で推移しました。

このような環境の下、当社グループにおいては、国内外で積極的に既存製品を拡販するとともに、付加価値の高い新製品を市場投入することで各市場におけるブランド価値の維持に努めました。

この結果、当期間の連結売上高は1,037億14百万円（前期比99.7%）となりました。

国内外別では、国内市場における連結売上高は312億54百万円（前期比93.8%）、海外市場における連結売上高は724億59百万円（前期比102.5%）となりました。

また、損益につきましては連結営業利益が191億41百万円（前期比91.4%）、連結経常利益が192億15百万円（前期比91.5%）、親会社株主に帰属する当期純利益は132億77百万円（前期比91.0%）となりました。

各セグメント別の状況は以下のとおりです。

(日本セグメント)

国内のステイショナリー用品事業においては、低調な個人消費を受け、年間を通して厳しい状況が続きましたが、その中において“シナジーチップ”のフリクションボールペン「フリクションポイントノック04」、速乾性の筆ペン「瞬筆(しゅんぴつ)」、フレフレ機構やサスペンション機構等、当社独自の技術を盛り込んだ「ドクターグリップエース」等を発売し、次世代商品の育成に努めました。また、ゲルインキボールペン「ジュース」、「ジュースアップ」の販売が堅調であったほか、「アクロボール」シリーズ等の人気商品の販売にも注力しました。

玩具事業においては、市場の低迷を受け、女兒向け玩具「メルちゃん」シリーズをはじめとした主力製品全般について販売が伸び悩みました。

以上の結果、当セグメントにおける外部顧客に対する売上高は391億63百万円(前期比95.7%)、セグメント利益は147億44百万円(前期比84.9%)となりました。

(米州セグメント)

米州地域につきましては、米国市場において定番商品の「G-2(ジーツー)」の販売が順調であることに加え、「フリクション」シリーズも伸長しました。

以上の結果、当セグメントにおける外部顧客に対する売上高は279億78百万円(前期比104.3%)、セグメント利益は14億75百万円(前期比195.1%)となりました。

(欧州セグメント)

欧州地域につきましては、「フリクション」シリーズ、「V5(ブイファイブ)」等の定番商品の販売に加え、「ピントール(日本名「ジュースペイント」)」等の新製品の拡販に努めました。

以上の結果、当セグメントにおける外部顧客に対する売上高は、為替変動の影響を受けたこともあり197億31百万円(前期比94.7%)、セグメント利益は広告宣伝費及び販売促進費の減少により15億99百万円(前期比107.6%)となりました。

(アジアセグメント)

アジア地域につきましては、中国において引き続きゲルインキボールペン「P-500/700」、「ジュース」等を中心に順調な販売が継続しました。反面、香港については政治的要因により市場が停滞し販売が伸び悩みました。

以上の結果と為替変動の影響を受けたこともあり、当セグメントにおける外部顧客に対する売上高は168億40百万円（前期比108.9%）、セグメント利益は13億88百万円（前期比79.6%）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの総設備投資額は60億33百万円であり、主として筆記具生産設備の増強及び合理化並びに本社ビル建替えのためであります。設備投資の所要資金は、当社及び子会社が自己資金及び借入金で充当しました。

③ 資金調達状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第15期 (2016年12月期)	第16期 (2017年12月期)	第17期 (2018年12月期)	第18期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売上高(百万円)	98,350	104,117	104,038	103,714
経常利益(百万円)	21,052	20,561	21,010	19,215
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	14,454	15,497	14,589	13,277
1株当たり当期純利益(円)	309.86	361.72	369.87	336.62
総資産(百万円)	114,775	111,964	115,065	125,934
純資産(百万円)	78,309	59,972	69,688	81,179
1株当たり純資産額(円)	1,651.06	1,485.64	1,732.42	2,023.41

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第18期の期首から適用しており、第17期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金 又 は 出 資 金	議 決 権 の 所 有 割 合 (%)	主 要 な 事 業 内 容
パイロットインキ株式会社	220百万円	100.0	筆記具等の製造及び玩具等の製造・販売
東海化学工業株式会社	60百万円	90.9 (90.9)	筆記具等の部品の製造
株式会社パイロットロジテム	30百万円	100.0	物流業
Pilot Corporation of America/アメリカ	23,500千米ドル	100.0	筆記具等の製造・販売
Pilot Pen de Mexico S.de R.L. de C.V./メキシコ	4,510千米ドル	100.0 (100.0)	筆記具等の販売
Pilot Pen Do Brasil S/A./ブラジル	3,200千レアル	99.8	筆記具等の製造・販売
Pilot Nordic AB/スウェーデン	100千スウェーデン クローネ	100.0	筆記具等の販売
The Pilot Pen Company(U.K.)Ltd./イギリス	640千スターリング ポンド	100.0	筆記具等の販売
Pilot Pen (Deutschland) GmbH/ドイツ	2,070千ユーロ	100.0	筆記具等の販売
Pilot Corporation of Europe S.A./フランス	7,216千ユーロ	100.0	筆記具等の製造・販売
Pilot Pen France S.A.S/フランス	280千ユーロ	100.0 (100.0)	筆記具等の販売
Pilot Pen South Africa (Pty) Ltd./南アフリカ	4,324千ランド	100.0	筆記具等の販売
The Pilot Pen (Taiwan) Co., Ltd./台湾	70,000千ニュー台湾 ドル	50.0	筆記具等の販売
Pilot Pen (Shenzhen) Co., Ltd./中国	850千米ドル	100.0	筆記具等の販売
Pilot Pen Co., (Hong Kong) Ltd./香港	2,500千香港ドル	57.5	筆記具等の販売
Pilot Pen (S) Pte. Ltd./シンガポール	2,000千シンガポール ドル	80.0	筆記具等の販売
Pilot Pen Australia Pty.Ltd./オーストラリア	2,700千豪ドル	100.0	筆記具等の製造・販売

- (注) 1. 議決権の所有割合欄の(内書)は間接所有であります。
2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含む18社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「書く、を支える。」企業として、世界180以上の国と地域で製品を販売しております。世界経済が不透明感を増す中、グローバルに展開する際の為替の変動リスクにも耐えうる収益構造へと改善を進めてきた結果、近年では大幅な利益率の向上を実現し堅調な業績を維持しております。少子化に伴う国内市場の縮小や、世界的に進むデジタル化等の要因により、高い成長が見込まれにくい当社事業分野ではありますが、創立以来の普遍的価値である社是と、培われてきた伝統と技術力を礎に、今後起こりうる経営環境の変化にも適応した、さらなる成長へつながる基盤づくりをしていかなければならないと考えております。そのために、「企業価値、ブランド力の向上」「経営資源の再配分」「経営基盤の強化」を中長期的な観点から経営施策の柱に据え、世界のトップブランドとなるべく、それぞれの国と地域で、筆記具カテゴリーにおけるトップシェアを目指し、販売シェアの拡大を図ってまいります。

利益面においては、製品粗利率は現状維持を前提とするものの、将来的な販売拡大の過程において必要となる市場差別化のための高付加価値商品の開発、生産設備の増強やIT投資、広告を含めた各種マーケティングの強化、販売エリアの拡大に伴う人件費の増加等による販売管理費等の増加を見込んでおり、営業利益率につきましては現状よりは若干の低下を見込んでおります。なお、具体的な各種経営指標の目標数値につきましては、不透明な世界経済等経営を取り巻く環境を精査したうえ、次期中期経営計画（2022年～2024年）において開示させていただく予定です。

また当社は、将来世代が豊かな生活を確保できるよう、地球環境に配慮した企業活動が重要であると認識しており、そのための各種施策を実施してまいります。

リサイクル材を使用したBEGREEN製品の販売、環境に配慮したパッケージ素材の使用、生産工程における廃棄物の削減や生産方法の見直しによる環境負荷の低減、そして率先してリデュース、リユース、リサイクルのための社会活動を行ってまいります。

持続可能な社会の実現に向けてグループ一体となって取り組み、貢献してまいります。

(5) **主要な事業内容** (2019年12月31日現在)

当社グループは、筆記具等をはじめとしたステイショナリー用品及び玩具等の製造、仕入及び販売を主な事業としているほか、これらに付帯するサービス業務を営んでおります。

当社グループは、販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、当社グループのセグメント及び主要な事業内容は、次のとおりであります。

セグメントの名称		事業内容	
日	本	筆記具等のステイショナリー用品、玩具、リング等の貴金属アクセサリー、セラミックス部品等の製造、仕入及び販売	
米	州	筆記具等の製造及び販売	
欧	州	筆記具等の製造及び販売	
ア	ジ	ア	筆記具等の製造及び販売

(注) 「アジア」には、アフリカ、オセアニアを含んでおります。

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年12月31日現在)

会 社 名	名 称 及 び 所 在 地 等
当 社	本 社：東京都中央区 東 北 支 社：宮城県仙台市 中 京 支 社：愛知県名古屋市 西 部 支 社：大阪府大阪市 九 州 支 社：福岡県福岡市 平 塚 工 場：神奈川県平塚市 伊 勢 崎 工 場：群馬県伊勢崎市 伊勢崎第二工場：群馬県伊勢崎市
パイロットインキ株式会社	本 社：愛知県名古屋市 御 器 所 工 場：愛知県名古屋市 東 郷 工 場：愛知県愛知郡東郷町 津 工 場：三重県津市
東海化学工業株式会社	愛知県豊田市
Pilot Corporation of America	アメリカ フロリダ
Pilot Pen de Mexico S.de R.L. de C.V.	メキシコ ハリスコ
Pilot Pen Do Brasil S/A.	ブラジル サンパウロ
P i l o t N o r d i c A B	スウェーデン オーランダスタッド
The Pilot Pen Company(U.K.)Ltd.	イギリス バッキンガムシャー
Pilot Pen(Deutschland)GmbH	ドイツ ラインベック
Pilot Corporation of Europe S.A.	フランス アロンジェ・ラ・カイユ
Pilot Pen France S.A.S	フランス アロンジェ・ラ・カイユ
Pilot Pen South Africa(Pty)Ltd.	南アフリカ ハウテン
The Pilot Pen(Taiwan)Co., Ltd.	台湾 台北市
Pilot Pen(Shenzhen)Co., Ltd.	中華人民共和国 広東省深圳市
Pilot Pen Co.,(Hong Kong)Ltd.	香港
P i l o t P e n (S) P t e . L t d .	シンガポール
Pilot Pen Australia Pty.Ltd.	オーストラリア ニューサウスウェールズ

(7) **従業員の状況** (2019年12月31日現在)

① **企業集団の従業員の状況**

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
日本	1,386(607)名	△10(9)名
米州	486(2)名	9(2)名
欧州	347(30)名	2(2)名
アジア	418(24)名	△6(△10)名
合計	2,637(663)名	△5(3)名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3. 「アジア」には、アフリカ、オセアニアを含んでおります。

② **当社の従業員の状況**

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
999(202)名	△21(6)名	45.4歳	22.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(8) **主要な借入先の状況** (2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	5,781
株式会社みずほ銀行	5,901

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年12月31日現在)

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 180,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 43,814,400株 |
| ③ 株主数 | 7,635名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,114,700	5.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,068,900	5.24
株式会社三菱UFJ銀行	1,718,600	4.35
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,602,000	4.06
朝日生命保険相互会社	1,134,000	2.87
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,100,400	2.78
KOREA SECURITIES DEPOSITORY - SHINHAN INVESTMENT	1,091,000	2.76
パイロットグループ従業員持株会	975,100	2.47
松竹株式会社	972,000	2.46
第一生命保険株式会社	900,000	2.28

- (注) 1. 当社は、自己株式を4,370,872株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権については、株式会社みずほ銀行の指図により行使されることになっております。
- なお、上記以外に「株式会社みずほ銀行」の名義で1,600株所有しております。

(2) **その他株式に関する重要な事項**

自己株式の消却

2019年11月5日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類	当社普通株式
消却した株式の総数	3,000,000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合 6.40%)
消却日	2019年11月29日
消却後の発行済株式総数	43,814,400株

(3) **新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

(4) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2019年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊 藤 秀	全般統括 海外営業・人事部・経営企画室・内部統制室担当
代表取締役	渡 辺 広 基	全般統括
取締役	堀 口 恭 男	国内営業担当 国内営業本部長・ 営業企画部担当
取締役	白 川 正 和	財務担当 コンプライアンス担当 総務部・経理部・連結管理室・情報システム室 担当
取締役	木 村 勉	生産担当 品質管理担当 湘南開発センター・知的財産室・産業資材営業 部担当
取締役	田 中 早 苗	弁護士・田中早苗法律事務所代表 株式会社ノエビアホールディングス社外取締役 松竹株式会社社外取締役 株式会社近鉄エクスプレス社外取締役 第一生命保険株式会社社外監査役
取締役	升 田 晋 造	
常勤監査役	小 久 保 好 雄	
常勤監査役	空 元 直 樹	
監査役	丹 羽 宏 己	公認会計士・税理士 税理士法人茂木会計事務所代表社員
監査役	板 澤 幸 雄	弁護士

- (注) 1. 取締役田中早苗氏及び取締役升田晋造氏は、社外取締役であります。
2. 監査役丹羽宏己氏及び監査役板澤幸雄氏は、社外監査役であります。
3. 監査役丹羽宏己氏は、公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役田中早苗氏及び取締役升田晋造氏、監査役丹羽宏己氏及び監査役板澤幸雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役田中早苗氏の戸籍上の氏名は、菊川早苗であります。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	202	162	40	5
監査役 (社外監査役を除く)	30	30	—	2
社外取締役	13	13	—	2
社外監査役	10	10	—	2

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 2007年3月29日開催の当社第5期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額216百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と、また監査役の報酬限度額は、年額72百万円以内と、それぞれ決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	田中早苗	田中早苗法律事務所 代表	特別の関係はありません。
		株式会社ノエビアホールディングス 社外取締役	
		松竹株式会社 社外取締役	
		株式会社近鉄エクスプレス 社外取締役	
		第一生命保険株式会社 社外監査役	
取締役	升田晋造	該当事項はありません。	
監査役	丹羽宏己	税理士法人茂木会計事務所 代表社員	特別の関係はありません。
監査役	板澤幸雄	該当事項はありません。	

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

八. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	田中 早苗	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席し、弁護士及び事業法人の社外取締役並びに各種団体の理事等としての豊富な知識と経験並びに幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	升田 晋造	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席し、民間企業における豊富な経験と幅広い見識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	丹羽 宏己	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に、監査役会8回のうち8回にそれぞれ出席し、公認会計士及び税理士としての長年の経験と財務及び会計の専門家の立場からその専門性を活かした豊富な知識に基づき、取締役会の業務執行の適法性を監査するとともに、主に会計システムの整備や内部統制体制の構築について、必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	板澤 幸雄	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に、監査役会8回のうち8回にそれぞれ出席し、弁護士及び事業法人の社外監査役等として、豊富な知識と経験並びに幅広い見識に基づき、取締役会の業務執行の適法性を監査するとともに、主に法令、定款の遵守やコンプライアンス強化について、必要な発言を適宜行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

取締役田中早苗氏及び取締役升田晋造氏、監査役丹羽宏己氏及び監査役板澤幸雄氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額としております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 アーク有限責任監査法人

(注) 明治アーク監査法人は、2019年7月1日をもって有限責任監査法人に移行したことにより、名称をアーク有限責任監査法人に変更しております。

② 報酬等の額

(単位：百万円)

区 分	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬
提出会社	44	—
連結子会社	—	—
計	44	—

(注) 1. 当社の在外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した基本方針は、当社ホームページ (<https://www.pilot.co.jp/company/ir/csr/governance.html>) に掲載のとおりですが、その概要は次のとおりです。

なお、本決議事項は、経営環境の変化等に対応して、継続的に見直しを実施するものとしております。(2017年7月24日開催の取締役会決議により、内容を改定しております。)

1. 取締役、執行役員及びその他の使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役、執行役員及びその他の使用人は、当社の定める「コンプライアンス基本規程」及び「パイロットグループ行動規範」に従い、高い倫理観をもって、コンプライアンスの推進に取組みを行い、内部統制部門及び総務部は連携してコンプライアンスの状況を監査します。

また、当社はコンプライアンスの問題を早期に発見するため、当社の定める「社内通報制度」を適切に運用します。

2. 取締役、執行役員及びその他の使用人の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、適用法令及び社内規程に従って適正に行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社内規程並びに付帯する細則及びマニュアルに従い、経営上の重要事項に係るリスクに対応します。

また、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応は、総務部担当執行役員の指示に従い、総務部が行います。

4. 取締役、執行役員及びその他の使用人の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の監督と執行を分離するために執行役員制度を採用し、迅速な業務執行を図ります。

また、執行役員は、取締役会及び代表取締役社長から業務執行の統括権限を委任された社長執行役員の指示・命令のもと誠実・忠実かつ効率的な業務執行を行います。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の事業に関して責任を負う当社の取締役又は執行役員に、当社が定める「コンプライアンス基本規程」、「パイロットグループ行動規範」及び「経営リスク管理規程」に基づきコンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えます。
- (2) 子会社は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制は、当社が定める「経営リスク管理規程」を参考に構築し、各子会社が現地法令及び在外子会社を取り巻く環境に配慮して経営リスクに対処します。

また、子会社に損失の危険が生じた際は、「パイロットグループ会社管理規程」に従い、子会社からの報告を義務付けます。

- (3) 当社は、子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、当社の経営理念、経営の基本方針及び経営計画等をグループで共有化し、各子会社は目標を定めます。当社の取締役会及び経営執行会議は、これらの進捗状況を定期的に評価し、改善の促進を内容とした、全社的な効率化が実現できるシステムを構築します。
- (4) 当社は、子会社の取締役等の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、グループ全体に適用される「パイロットグループ会社管理規程」、「コンプライアンス基本規程」及び「パイロットグループ行動規範」において、法令の遵守はもとより重要な社内規則等の趣旨を理解し、コンプライアンスに基づく経営を遂行することを子会社に周知するよう努めます。
- (5) 内部統制部門は、本内部統制基本方針に従い、関係部門と連携して、子会社の内部統制の実効性を高めるために必要な指導・支援を行います。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、監査役職務を補助すべき使用人の、取締役及び執行役員等からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合、社内規程に従い、監査役との協議を行い、同意を得た上で取締役会において決定します。

また、当該使用人は、取締役及び執行役員等からその職務の内容に関する指揮命令を受けません。

7. 取締役、執行役員及びその他の使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及びその他使用人は、監査役に対して、法定の事項、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスの状況等の内容を、速やかに報告します。

また、子会社の取締役、執行役員及びその他の使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、子会社に重大な影響を及ぼす事項を報告します。

8. 監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会と代表取締役をはじめとする取締役との間で、必要に応じて意見交換会を設定します。

また、社外監査役への必要な情報提供とその独立性に配慮します。

9. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

当社は、当社の定める「パイロットグループ会社経理規程」に従い、金融商品取引法及びその他関係法令等が求める財務報告の適正性を確保するための体制を整備します。

10. 反社会的勢力の排除に向けた体制の整備

当社は、反社会的勢力と関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の「内部統制基本方針」に基づき内部統制システムの整備・運用をしております。当第18期における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. コンプライアンス

当社は、従前より、当社及び子会社の行動規範として、「コンプライアンス基本規程」及び「パイロットグループ行動規範」を制定し、役員及び社員が社会倫理や行動規範を尊重し良識ある企業行動により、社会的責任や企業使命を果たすことを広く浸透させております。

また、本年、コンプライアンス状況を内部統制部門が主導して、本内部統制基本方針に従って、全社横断的に内部統制システムの運用状況の確認を行いました。

また、「社内通報制度」について、新たに社外通報窓口を設置するとともに、社外取締役及び監査役が直接通報を受け取るルートも設けました。

2. 損失の危険の管理

当社及び子会社の損失の危険の管理については、「経営リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づき、所定の各部署において、当社及び子会社に関わるリスクの識別、分析を行った上で適切な対応を行いました。

また、本年、内部統制部門は、上記の各部署とは独立した立場から、上記の各部署が行ったリスクの識別及び分析について、内部監査を通じて、全社横断的なリスクの状況把握及び監視を行いました。

3. 取締役会による監督等

本年、当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名の体制にて、定例取締役会及び臨時取締役会を開催し、法令又は定款その他社内規程に定められた事項を決議するとともに、取締役の職務執行等に関する法令及び定款等への適合性、並びに合理的な経営判断に基づく業務執行の妥当性等について監督を行いました。(当社取締役における子会社の重要事項承認及び当社取締役会への適時の報告を含みます。)

4. 監査役による監査等

本年、常勤監査役及び社外監査役は、取締役会及び経営執行会議等の重要な会議に出席し、取締役等の業務執行の状況、財産状態の調査及び経営の適法性監査を行いました。

また、取締役会に対して年2回の監査報告会を実施するとともに、社外取締役、内部統制部門、会計監査人等と定期的な意見交換を実施しました。

以上の施策により、当社は、当期において内部統制の目的である「業務の有効性・効率性」、「資産の保全」及び「法令遵守」を確保しております。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2008年2月25日開催の当社取締役会において、下記1.の基本方針を決定しております。当社は、かかる基本方針を踏まえ、下記2.記載の各取組みを実施しております。

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値の源泉が、当社グループが永年に亘って培ってきた経営資源に存することに鑑み、特定の者又はグループが当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者又はグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じることを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

2. 取組みの具体的な内容の概要

(1) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社グループ全体の企業価値及び株主の皆様の共同の利益のさらなる確保及び向上を目指して、経営の効率化、コーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス体制の強化並びに連結財務体質の改善等を図りつつ、「顧客主義」に立脚した新しい製商品の開発、市場の開拓、製造コストの低減等に日々研鑽を積んでおります。

とりわけ、当社グループの基幹である筆記具事業において、コスト競争力と技術開発力の向上を目的に生産拠点の再編を進めるとともに、グループ内の開発資源を集約することにより効率的かつスピード感のある商品開発が可能な体制を構築してまいりました。

当社グループは、今後も開発拠点のさらなる充実を図り、市場が求める高品質・高付加価値商品を続々と発信できる体制を固めるとともに、インドネシア、ブラジル等の海外生産拠点での現地生産能力を強化し、当社グループ製品の品質とブランドを世界各国において浸透・定着させるべく、新興国市場でのシェア向上を実現してまいり所存です。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2008年3月28日開催の当社第6期定時株主総会において、株主の皆様へ、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針をご承認いただきこれを導入し、2011年3月30日開催の当社第9期定時株主総会において、従来の内容を一部改めた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を継続することをご承認いただきました。続いて、当社は、2014年3月28日開催の当社第12期定時株主総会において、株主の皆様へ、情勢変化等を踏まえその内容を一部改めた上で、従来の内容を一部改めた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を継続することをご承認いただきました（以下、継続後の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を「旧プラン」といいます。）。

さらに、当社は、旧プランが2017年3月30日開催の当社第15期定時株主総会の終結の時をもって終了することを受け、同第15期定時株主総会において、株主の皆様へ、基本方針に基づき、情勢変化等を踏まえ内容を一部改めた「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件」をご承認いただきました（以下、更新後の対応方針を「本プラン」といいます。）。

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を尊重しつつ当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として導入されたものです。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の2017年2月13日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」の本文をご覧ください。

(参考URL <https://www.pilot.co.jp/company/ir/news/>)

なお、当社は、本プランが2020年3月27日開催予定の当社第18期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって終了することを受け、2020年2月12日開催の当社取締役会において、基本方針に基づき、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、情勢変化等を踏まえ内容を一部改めた上で、本プランを更新することを決議いたしました。詳細につきましては、株主総会参考書類第4号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件」（別冊第18期定時株主総会招集ご通知12～38頁）をご覧ください。

3. 具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記2.(1)記載の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を高めるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものと考えます。

また、本プランは、上記2.(2)記載のとおり、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。さらに、①本プランは、株主及び投資家の皆様並びに大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適切な選択の機会を確保するため、事前の開示がなされていること、②本プランの導入については当社第15期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ており、また、毎定時株主総会における当社取締役の選任を通じて本プランを廃止するか否かについての株主の皆様の意思が確認される点で、本プランの導入及び存続について株主の皆様の意思を重視していること、③取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会が意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある専門家の助言を得るものとしていること、④本プランに基づく対抗措置の発動等の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置の発動等をする場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしていること、⑤本プランは、当社の株主総会又は取締役会によりいつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではなく、また、当社はいわゆる期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策でもないこと等から、当社取締役会は、本プランが、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を損ない、又は当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループの事業につきましては、海外における売上高の比率が高く、為替や各国の経済状況等の影響を強く受けるため、最終的な損益が事業実態を必ずしも適正に反映しない可能性があります。当社はこのような外的要因による利益変動を直接的に利益配分に反映させることは適切でないと考え、あくまでもその内容を精査の上、継続的に安定配当を実施する旨を基本方針としております。その上で、内部留保資金は原則として新商品の開発費用、市場競争力の強化費用、将来的な事業資金や設備投資、人材の育成費用等の成長投資に充当してまいります。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令の別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって決定する旨を定款で定めており、また、その回数については中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

当期におきましては、2019年8月8日開催の取締役会における決議により、普通株式1株につき、普通配当22円50銭の中間配当を実施しました。また、期末におきましても、2020年2月12日開催の取締役会における決議により、普通株式1株につき普通配当22円50銭の期末配当を実施いたします。これにより年間配当金の合計は45円00銭となります。

次期につきましては、中間、期末ともに1株当たり普通配当27円50銭の配当実施を計画しております。これにより1株当たりの年間配当金合計は55円00銭となり、当期の年間配当金45円00銭と比べて10円00銭の増配となる予定です。

連結貸借対照表
(2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	83,303	流動負債	32,776
現金及び預金	32,815	支払手形及び買掛金	13,355
受取手形及び売掛金	23,665	短期借入金	5,123
商品及び製品	16,093	1年内返済予定の長期借入金	2,158
仕掛品	4,513	未払費用	3,106
原材料及び貯蔵品	3,003	未払法人税等	1,967
その他	3,297	返品調整引当金	200
貸倒引当金	△85	賞与引当金	718
		役員賞与引当金	69
		その他	6,076
固定資産	42,630	固定負債	11,978
有形固定資産	27,869	長期借入金	10,242
建物及び構築物	11,876	繰延税金負債	42
機械装置及び運搬具	6,414	役員退職慰労引当金	126
その他	2,386	環境対策引当金	17
土地	5,377	退職給付に係る負債	686
建設仮勘定	1,814	負ののれん	239
		その他	622
無形固定資産	6,139	負債合計	44,755
借地権	5,355	(純資産の部)	
その他	784	株主資本	85,808
投資その他の資産	8,621	資本金	2,340
投資有価証券	3,843	資本剰余金	7,913
繰延税金資産	2,457	利益剰余金	95,615
退職給付に係る資産	1,165	自己株式	△20,061
その他	1,212	その他の包括利益累計額	△5,998
貸倒引当金	△56	その他有価証券評価差額金	44
		為替換算調整勘定	△6,029
資産合計	125,934	退職給付に係る調整累計額	△13
		非支配株主持分	1,368
		純資産合計	81,179
		負債純資産合計	125,934

連結損益計算書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	103,714
売上原価	48,813
販売費及び一般管理費	54,900
営業利益	35,759
営業外収益	19,141
受取利息	903
受取配当金	129
受取のれ	244
その他の営業外収益	119
営業外費用	409
支払のれ	829
支払の他の営業外費用	224
支払の他の営業外費用	401
支払の他の営業外費用	203
経常利益	19,215
特別利益	35
固定資産売却益	22
投資有価証券売却益	12
特別損失	46
固定資産売却損	2
固定資産売却損	44
投資有価証券売却損	0
税金等調整前当期純利益	19,203
法人税、住民税及び事業税	5,726
法人税等調整額	158
当期純利益	13,319
非支配株主に帰属する当期純利益	41
親会社株主に帰属する当期純利益	13,277

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,340	9,040	96,656	△33,830	74,207
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,676		△1,676
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			13,277		13,277
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の消却		△1,127	△12,641	13,769	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	△1,127	△1,040	13,768	11,600
当 期 末 残 高	2,340	7,913	95,615	△20,061	85,808

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整	退 職 給 付 に 関 係 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△22	△5,465	△386	△5,874	1,355	69,688
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,676
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						13,277
自己株式の取得						△0
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	66	△564	373	△123	13	△109
当 期 変 動 額 合 計	66	△564	373	△123	13	11,491
当 期 末 残 高	44	△6,029	△13	△5,998	1,368	81,179

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--------------|--|
| (1) 連結子会社 | 18社 |
| 主要な連結子会社の名称 | パイロットインキ(株)、Pilot Corporation of America、
Pilot Corporation of Europe S.A. |
| (2) 非連結子会社 | 2社 |
| 非連結子会社の名称 | パイロットプリンテックス(株)
(株)パイロット日の丸合成 |
| 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、
当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等
は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結
の範囲から除外しております。 |

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|-----------------------------|--|
| 持分法適用非連結子会社 | なし |
| 持分法適用関連会社 | なし |
| 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称 | パイロットプリンテックス(株)
(株)パイロット日の丸合成 |
| 持分法を適用しない理由 | 非連結子会社2社及び関連会社5社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。 |

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

原則として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、在外連結子会社については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15年～50年

機械装置及び運搬具 4年～12年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去の実績に基づき将来発生すると見込まれる返品損失見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑥ 環境対策引当金

将来の環境対策に要する支出（ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理費用）に備えるため、将来の負担見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、通貨オプション取引及び金利スワップ取引）

ヘッジ対象

主として、外貨建債権に係る為替変動リスク及び資金の調達に係る金利変動リスク

③ ヘッジ方針

将来の為替変動リスク及び金利変動リスクを回避し、コストを安定させることを目的として、デリバティブ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性の判定は、原則として有効性判定時点において、ヘッジ手段の時価の変動の累計とヘッジ対象の時価の変動の累計を比較することにより行っております。

(6) 負ののれんの償却方法及び償却期間

2010年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ハ 小規模企業等における簡便法の採用

当社及び一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用として処理しております。

5. 表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	57,207百万円
2. 非連結子会社及び関連会社に対するもの 投資有価証券（株式）	929百万円
3. 担保に供している資産	
建物及び構築物	2,007百万円
土地	870
計	2,877
上記に対する債務	
1年内返済予定の長期借入金	1,786百万円
長期借入金	9,039
計	10,826

連結損益計算書に関する注記

期末たな卸資産は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額（洗替法による戻入額相殺後）であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

売上原価 △213百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式（株）	46,814,400		－	3,000,000		43,814,400

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 3,000,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式（株）	7,370,777		95	3,000,000		4,370,872

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 95株

自己株式の消却による減少 3,000,000株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年2月13日 取締役会	普通株式	788	20.00	2018年12月31日	2019年3月29日
2019年8月8日 取締役会	普通株式	887	22.50	2019年6月30日	2019年9月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年2月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	887	22.50	2019年12月31日	2020年3月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にステイショナリー用品の製造販売事業を行うために、必要な資金を自己資金及び銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、製商品輸出等による外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。各在外連結子会社の営業債務の一部には、製商品輸入等に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。未払法人税等は、そのほぼすべてが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び通貨オプション取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項」に記載されている「(5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、営業債権について、各事業部門において営業担当者が経理部門の担当者と協力して、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建の営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、為替予約取引及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しつつ、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、取引権限や限度額等を定めた社内規程に則って執行されており、取引の執行と管理において相互牽制機能が働く組織と報告体制をとっております。連結子会社についても、当社の社内規程に準じて、管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が月次に資金繰計画を作成・更新するとともに、常に経済環境をモニターし、状況に応じた適切な手許流動性を維持、確保することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度末における特段の信用リスクの集中はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください。）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	32,815	32,815	－
(2) 受取手形及び売掛金	23,665	23,665	－
(3) 投資有価証券 その他有価証券	2,873	2,873	－
資産計	59,354	59,354	－
(1) 支払手形及び買掛金	13,355	13,355	－
(2) 短期借入金	5,123	5,123	－
(3) 未払法人税等	1,967	1,967	－
(4) 長期借入金（※1）	12,400	12,419	19
負債計	32,847	32,866	19
デリバティブ取引（※2） ヘッジ会計が適用されていないもの	7	7	－
デリバティブ計	7	7	－

（※1）（4）長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

（※2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価額に基づいて算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区	分	連結貸借対照表計上額
非上場株式		969

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,023円41銭
2. 1株当たり当期純利益	336円62銭

(注) 算定上の基礎

1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数	39,443,596株
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	39,443,528株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当連結会計年度において、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	54,611	流動負債	24,927
現金及び預金	23,357	支払手形	715
受取手形	3,862	電子記録債権	4,184
売掛金	16,296	買掛金	13,376
商品及び製品	4,727	1年内返済予定の長期借入金	2,158
仕掛品	2,581	未払費用	1,088
原材料及び貯蔵品	1,123	未払法人税等	1,540
その他	2,704	返品調整引当金	123
貸倒引当金	△40	賞与引当金	236
固定資産	36,731	役員賞与引当金	40
有形固定資産	12,465	その他	1,463
建物及び構築物	6,453	固定負債	10,346
機械及び装置	1,985	長期借入金	10,242
土地	2,545	退職給付引当金	12
建設仮勘定	971	環境対策引当金	4
その他	509	その他	87
無形固定資産	5,641	負債合計	35,274
借地権	5,355	(純資産の部)	
その他	286	株主資本	55,906
投資その他の資産	18,624	資本金	2,340
投資有価証券	1,901	資本剰余金	10,005
関係会社株式	15,439	資本準備金	10,005
関係会社出資金	361	利益剰余金	63,621
前払年金費用	164	利益準備金	315
繰延税金資産	386	その他利益剰余金	63,306
その他	396	配当準備積立金	240
貸倒引当金	△24	別途積立金	4,500
資産合計	91,342	繰越利益剰余金	58,566
		自己株式	△20,061
		評価・換算差額等	161
		その他有価証券評価差額金	161
		純資産合計	56,068
		負債純資産合計	91,342

損益計算書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	74,284
売上原価	45,718
売上総利益	28,566
販売費及び一般管理費	16,821
営業利益	11,744
営業外収益	4,518
受取配当金	3,936
受取口イヤリテイ	261
固定資産賃貸料	182
その他の営業外収益	138
営業外費用	524
支払利息	52
売上割引	63
為替差損	251
貸与資産減価償却費用	67
その他の営業外費用	89
経常利益	15,738
特別利益	13
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	12
特別損失	27
固定資産除却損	27
税引前当期純利益	15,724
法人税、住民税及び事業税	3,656
法人税等調整額	126
当期純利益	11,941

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	配 当 準 備 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当期首残高	2,340	10,005	1,127	11,132	315	240	4,500	60,944	65,999
当期変動額									
剰余金の配当								△1,676	△1,676
当期純利益								11,941	11,941
自己株式の取得									
自己株式の消却			△1,127	△1,127				△12,641	△12,641
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	△1,127	△1,127	－	－	－	△2,377	△2,377
当期末残高	2,340	10,005	－	10,005	315	240	4,500	58,566	63,621

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△33,830	45,642	132	132	45,774
当期変動額					
剰余金の配当		△1,676			△1,676
当期純利益		11,941			11,941
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の消却	13,769	－			－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			29	29	29
当期変動額合計	13,768	10,264	29	29	10,293
当期末残高	△20,061	55,906	161	161	56,068

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 - ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
 - (3) 棚卸資産 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - (4) デリバティブ 時価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 定率法
 （リース資産を除く）
 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 建物及び構築物 15年～50年
 機械及び装置 7年～12年
 - (2) 無形固定資産 定額法
 （リース資産を除く）
 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 返品調整引当金 返品による損失に備えるため、過去の実績に基づき将来発生すると見込まれる返品損失見込額を計上しております。

- (3) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (5) 退職給付引当金 従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金又は前払年金費用として計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (6) 環境対策引当金 将来の環境対策に要する支出（ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理費用）に備えるため、将来の負担見込額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を適用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段
デリバティブ取引（為替予約取引、通貨オプション取引及び金利スワップ取引）
- ヘッジ対象
主として、外貨建債権に係る為替変動リスク及び資金の調達に係る金利変動リスク

- (3) ヘッジ方針 将来の為替変動リスク及び金利変動リスクを回避し、コストを安定させることを目的としてデリバティブ取引を行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定は、原則として有効性判定時点において、ヘッジ手段の時価の変動の累計とヘッジ対象の時価の変動の累計を比較することにより行っております。
6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。
7. 表示方法の変更
(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	29,065百万円
2. 担保に供している資産	
建物及び構築物	2,007百万円
土地	870
計	2,877
上記に対する債務	
1年内返済予定の長期借入金	1,786百万円
長期借入金	9,039
計	10,826
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。	
(1) 短期金銭債権	11,669百万円
(2) 短期金銭債務	10,799百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(1) 売上高	40,628百万円
(2) 仕入高	24,725百万円
(3) 販売費及び一般管理費	1,994百万円
(4) 営業取引以外の取引高	4,356百万円

2. 期末たな卸資産は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額（洗替法による戻入額相殺後）であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

売上原価	24百万円
------	-------

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式（株）	7,370,777		95		3,000,000	4,370,872

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	95株
自己株式の消却による減少	3,000,000株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	100百万円
減損損失	159
減価償却超過額	27
賞与引当金	72
未払事業税	98
返品調整引当金	37
売上割戻未払分	35
長期未払金	20
関係会社株式	471
その他	152
繰延税金資産小計	1,176
評価性引当額	△672
繰延税金資産合計	504

繰延税金負債

前払年金費用	△46
その他有価証券評価差額金	△71
繰延税金負債合計	△117
繰延税金資産純額	386

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.3
法人税等の特別控除	△0.2
住民税均等割等	0.2
その他	△0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.1

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	パイロット インキ(株)	220 百万円	筆記具等 の製造及び 玩具等の 製造・販売	直接 100.0%	当社製品の製造 役員の兼任	製品の仕入 (注1) 受取配当金 (注3)	23,537 1,400	買掛金 -	10,393 -
子会社	Pilot Corporation of Europe S.A.	7,216 千ユーロ	筆記具等の 製造・販売	直接 100.0%	当社製品の製造・販売 役員の兼任 出向者の派遣	製品の販売 (注2) 受取配当金 (注3)	12,010 767	売掛金 -	3,800 -
子会社	Pilot Corporation of America	23,500 千米ドル	筆記具等の 製造・販売	直接 100.0%	当社製品の製造・販売 役員の兼任	製品の販売 (注2) 受取配当金 (注3)	15,454 551	売掛金 -	2,964 -
子会社	Pilot Pen (Shenzhen) Co.,Ltd.	850 千米ドル	筆記具等 の販売	直接 100.0%	当社製品の販売 出向者の派遣	製品の販売 (注2) 受取配当金 (注3)	7,449 607	売掛金 -	3,054 -

(注1) 原価、市場価格を基に契約単価を決定しております。

(注2) 市場価格を基に販売価格を決定しております。

(注3) 受取配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 1,421円48銭
- 1 株当たり当期純利益 302円74銭

(注) 算定上の基礎

1 株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数	39,443,596株
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	39,443,528株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当事業年度において、潜在株式が存在しないため記載していません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月13日

株式会社パイロットコーポレーション
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三 島 徳 朗 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 上 田 正 樹 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パイロットコーポレーションの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パイロットコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年2月13日

株式会社パイロットコーポレーション
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三 島 徳 朗 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 上 田 正 樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パイロットコーポレーションの2019年1月1日から2019年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は2019年1月1日から2019年12月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当該事業年度の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四. 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人（アーク有責任監査法人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人（アーク有責任監査法人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月21日

株式会社パイロットコーポレーション 監査役会

常勤監査役	小久保	好雄	Ⓔ
常勤監査役	空元	直樹	Ⓔ
社外監査役	丹羽	宏己	Ⓔ
社外監査役	板澤	幸雄	Ⓔ

以上



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。